

第1問

第1 Xの罪責

1 XがA方という「人の住居」に窓を壊して侵入した行為は、住居権者であるAの意思に反する侵入であるから「侵入」となり、住居侵入罪(30条前段)が成立する。この時、XはYとの共同正犯となる。

2 XがA方の居間を金目の物を探してたところを出かけたBに対してナイフを突き出して刺した結果、後でCを転倒させ、手足を骨折させ、Bに脾臓損傷を負わせた行為について検討する。

(1) 上記行為はXが居間を金目の物を探していたところ、BとCに発見され、Bから逃げようとしたものであるから、「逮捕を免れようとするために」「暴行等」として事後強盗(24条)で、BとCに傷害結果が生じていることから強盗致傷罪(24条)が成立する。この点で、まずXが「窃盗」にあたるか。

「窃盗」にあたるには、犯人が窃盗罪(235条)の実行に着手していること(43条本文)を要する。窃盗罪の実行の着手とは、占有侵奪の現実的危険性生ずる行為を開始し、又はこれと密接に関連する行為を開始したことをいい、その際には犯人の計画や犯行現場の状況等を考慮に入ることができると考えられる。

1 XがXは上記行為の時点を、居間を金目の物を探していたにもかかわらず、既に金目の物を見つけていない以上、具体的な物の所在を占有侵奪の危険性は生じていないとも思える。しかし、Xの計画では、Aは一人暮らしで海外出張中であるから、A方への侵入さえ成功すれば、A方にある金品を奪うことは容易であると考えられる。すなわち、Aは金持ちであるから、A方には金品がある可能性が高い。それだけならば、Xが居間を金目の物を探していた時点でAの金品等の財物に対する占有侵奪の危険性は高まっているといえ、同行行為は占有侵奪行為と密接に関連する行為といえる。

したがって、Xは窃盗罪の実行に着手したといえるから、「窃盗」にあたる。2) XがBをナイフで突き刺した行為は、刃体の長さ約15センチメートルの短銃器の高威力武器としてBの身体重要部である腹部を強く刺したものであるから、刑法第207条に定める有期懲役1年以上に足りる「暴行」にあたる。そして、XはBから逃げようとした上記行為の本人であるから「逮捕を免れようとする」という要件も充足する。

(2) 上記のとおりXはBに対して、刃体の長さ約15センチメートルの短銃器の高威力武器でBの身体重要部である腹部を強く刺した(1)の事実を認識している。これは人の死の結果を生ずる現実的危険性生ずる行為といえ、Xはその事実を認識・認容しているから、Xには殺意が認められる。殺意がある場合に240条が適用されるか問題となるが、同条は刑事学教型上強盗殺人を死傷させることと鑑み、特に人の生命身体を保護するに目的を以てしていることからみて、必ず法益保護の見地から、殺意がある場合に240条が適用されたと考えられる。そして、同条は第一に生命・身体を保護するものであるから既遂時期は死傷結果が生じた時点となる。

したがって、上記行為はBが死していることと併せて、上記行為は強盗殺人未遂罪(240条、243条)が成立する。

(3) XがBに対して殺意でナイフを刺した行為の結果、Cが転倒し、骨折という傷害結果が生じている。XはCを転倒させたことと認識していたといえるが、Bを刺す行為によってCに死の危険性が生ずるとはいえない。ただし、客観的にBを刺すことによってその傍らにいたCが転倒し傷害を負うことは、上記の状況が示す通りBを刺すことの危険がCの転倒による傷害という結果に現実化したものといえ、因果関係は肯定できる。すなわち、人の身体を保護する法益として、人に對する不法に有期懲役の行使があるという点で行為態様も共通するが、傷害の限度を構成要件の事実的要素として認め、故意を認められる。

したがって、上記行為はCに対して強盗致傷罪が成立する。

3 Xは住居侵入罪①、強盗殺人未遂罪②、Cに対する強盗致傷罪③、窃盗未遂罪④が成立し、①、②は観念的競合(54条前段)となり、①とは牽連犯(54条後段)となる。①、②はYとの共同正犯が成立する。

第2 Yの罪責

1 住居侵入と窃盗を以てYはXと共同正犯となり、XがA方の侵入と窃盗を犯すことと計画上、見限り等な犯行の行為についてXとの共同正犯・住居侵入・窃盗の共同正犯が成立する。

2 共同正犯の一部または全部責任の根拠は正犯性を以て支配者各人が法益侵害の結果について因果性を有した点にあるが、①共謀②正犯性③共謀に基づく実行行為がある共同正犯が成立すると考えられる(60条)。

(1) YはXの犯行の誘いに伴って、犯行に加わることと了解していることから意思連絡及びA方の住居侵入窃盗の認識・認容が認められる。Yは金に固執し、金品の割と安く取り戻したことから自己の犯罪として正犯意思が認められる。自転車の運転と見張り行為はXがA方に物を取り戻す手段や逃げの手帳の提供、犯行発覚の防止

の内に重要な役割といえるが、Yは正当化はあらず。そして、YはAが近所の人の筆利の犯罪を覚悟してXに銀行
中止を訴え、その後先に帰る旨をXに一方的に伝えている。このように共犯の満期は認められるが、後のXの行為は
③ 共謀の基に実行行為をした。Yは責任を負うことになる。そして、共犯の処罰根拠は結果の因果性に基づ
た点にあるから、因果性を遮断したといえる限り、共犯の満期は認められずと考へられる。

Yは先に帰ると一方的に伝えているが、XはYの承諾を得ていない。YはA社にXと共に行
くという点で実行結果の物理的・因果性、心理的因果性及び伝言により、これを除去するべきではないとい
えるが、Yは共犯の満期したと認められる。

その上で判例は、Xが窃盗の着手と見ていたこと、この③共謀の基に実行行為として、YはXと共に窃盗未遂の
共同正犯の罪責を負う。

2) 未遂時、XY間の共謀の一人者の留守中のA社の窃盗であり、YはXが盗取したものを盗取して2と認められる
から、~~強盗~~事後強盗行為と窃盗が、いずれも財物の占有を保護法益とし、行為態様は異なる
が程度差は無いとして、Xの強盗行為が③共謀の基に実行行為と認められる。

2) したがって、Yは住居侵入罪、窃盗未遂罪の共同正犯の罪責を負う。

第2問
第1 Xの罪責
1) Xが「~~時~~手帳の現金を盗取して金庫に隠す」という目的で100万円の現金を盗取し、Yは返却した行為
は、~~時~~時物及び金庫の占有を侵害するに足りる「~~時~~盗取」(299条1項)に該当し、~~時~~盗取した現金を、信託会社Aとのロ
ーニング契約を通じてXはA社から100万という財物を得ることになり、YはA社に100万円の支払債務という財産的
損害を生じさせたのである。したがって、上記行為は1項強盗罪が成立する。

2) Xは、YにA社へのローニング契約を締結させた行為について、詐欺罪(246条1項)が成立しないか
Bは、要するに100万円の指輪を購入したことに気づいてから、事件契約の締結に同意したと認められること
が、立憲法上の交付の判断の基礎となる重要な事実行為として「欺」行為と認められる。
そして、Bは上記行為は「~~時~~強盗」に限り、~~時~~盗取したXに100万円を送金し、「交付」している。
AはYがA社への支払を交付し得るとして、~~時~~事件契約に基きローニング契約自体を認めたことにはないが、
Aに実質的な財産的損害を認められる。
したがって、上記行為は1項詐欺罪が成立し、Yは共同正犯となる。

3) XがYに銀行口座を代りた行為について、通帳をATMに投入して各個人以外の銀行員に
が禁止し、EはYの口座開設の意思を知りながら「~~時~~盗取」したと認められる。通帳をATMに投入して各個人に、
その交付の判断の基礎となる重要な事実行為として「欺」行為と認められるが、同行為は1項詐欺罪が成立し、
Yは共同正犯となる。

第2 Yの罪責
1) ローニング契約を締結させたことについては、恐喝したと認められ、Aは共同して欺いたと認められ、詐欺罪が成立し、
Cは口座開設行為も同様である。Xの共謀、正犯性の認められなかったことである。